

財政援助団体等監査公表

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年2月9日

天童市監査委員 奥山吉行

天童市監査委員 水戸芳美

記

1 監査の期間

令和7年9月10日～令和8年1月30日

2 監査の対象

令和6年度天童市市民文化会館指定管理委託料に係る事務執行状況
(天童ぶんかクリエイティブ)

監 第 117 号
令和 8 年 2 月 9 日

天 童 市 長 様

天童市代表監査委員 奥 山 吉 行

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等の監査を、市監査基準に準拠して執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

記

- 1 監 査 対 象 令和 6 年度天童市市民文化会館指定管理委託料に係る事務執行状況
- 2 監 査 執 行 者 監査委員 奥山 吉行
監査委員 水戸 芳美
- 3 監査の実施方法及び日程
 - (1) 書類審査並びに質問に対する回答及び口頭による確認
 - (2) 令和 7 年 9 月 10 日～令和 8 年 1 月 30 日
- 4 監査の着眼点 総務省実施要領及び全国都市監査委員会が定める「監査等の実務ガイドライン第 3 編第 3 章 監査等の着眼点」を参考にした。
- 5 主な実施内容 提出された資料に基づき、財務関係諸帳簿その他関係書類の照合調査をするとともに、関係職員の説明を聴取する方法等により監査を実施した（抽出検査によるものもある。）。
- 6 監 査 の 結 果 監査した事項については、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。